



2025年2月28日

各位

会社名 第一三共株式会社
代表者 代表取締役社長 奥澤 宏幸
(コード番号 4568 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 朝倉 健太郎
TEL 報道関係者の皆様 03-6225-1126
株式市場関係者の皆様 03-6225-1125

当社取締役等に対する信託型株式報酬制度の一部変更について

第一三共株式会社(本社:東京都中央区、以下「当社」)は、2021年5月13日付「当社取締役等に対する信託型株式報酬制度の導入のお知らせ」にて公表しました通り、当社取締役等を対象とする新たなインセンティブ・プランとして、信託型株式報酬制度(以下「本制度」)の導入を同日開催の取締役会及び2021年6月21日開催の第16回定時株主総会にて決議し、その後2022年6月27日開催の第17回定時株主総会(以下「本株主総会」)にて内容の一部改定を決議いたしました。今般、本日開催の取締役会において本制度の一部変更について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の背景

当社は、中期経営計画の業績達成に連動した報酬として、対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること及び株主との利害共有を促進することを目的として、本制度を導入いたしました。本制度は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得することで、受益者要件を満たす対象取締役等に当社株式を交付する制度です。今般、本制度による当社株式の取得について、変更予定の取得期間内に株式取得が実施できる見込みとなったため、以下の変更を行うことといたしました。

2. 変更の内容

(1) 当初の本制度の内容

信託契約日	2021年8月2日(予定)
信託の期間	2021年8月2日(予定)～2026年8月末日(予定)
制度開始日	2021年8月2日(予定)
信託金の金額	30億円(予定)(信託報酬・信託費用を含む)
株式の取得時期	2021年8月5日～2021年8月30日(予定)

(2) 変更後の本制度の内容

変更箇所は下線を付しております。

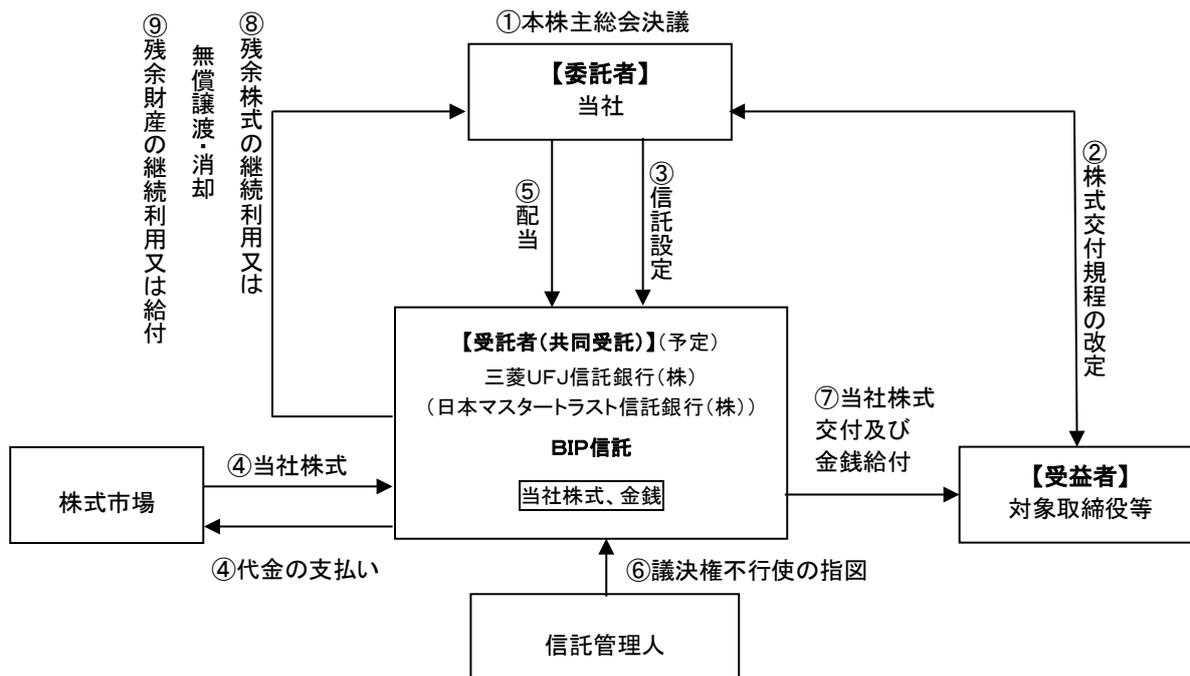
信託契約日	<u>2025年3月7日</u> (予定)
信託の期間	<u>2025年3月7日</u> (予定)～2026年8月末日(予定)
制度開始日	<u>2025年3月7日</u> (予定)
信託金の金額	<u>32億円</u> (予定)(信託報酬・信託費用を含む)
株式の取得時期	<u>2025年3月12日</u> (予定)～ <u>2025年3月24日</u> (予定)

(ご参考)本制度の概要

1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、中期経営計画の業績達成に連動した報酬として、対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること及び株主との利害共有を促進することを目的として、本制度を導入いたしました。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」)と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位や経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」)を対象取締役等に交付又は給付(以下「交付等」)する制度です。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は本株主総会において、本制度の一部改定に関する役員報酬の承認決議を得ています。
- ② 当社は本制度の一部改定に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を改定しています。
- ③ 当社は①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とするBIP信託(本信託)を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 受益者要件を満たす対象取締役等は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度(以下「対象期間」)において、株式交付規程に従い、毎年一定のポイントの付与を受けた上で、対象期間の累積値に業績連動係数を乗じて算出したポイント(以下「株式交付ポイント」)に基づき、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間中における目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式がある場合、取締役会決議により信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として、本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各対象取締役等について付与される株式交付ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や本信託内の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ②信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 制度対象者のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦信託契約日 | 2025年3月7日(予定) |
| ⑧信託の期間 | 2025年3月7日(予定)~2026年8月31日(予定) |
| ⑨制度開始日 | 2025年3月7日(予定) |
| ⑩議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の金額 | 32億円(予定)(信託報酬・信託費用を含む) |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑭株式の取得時期 | 2025年3月12日(予定)~2025年3月24日(予定) |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注)上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以上